

香芝市附属機関設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第67号

香芝市附属機関設置規則の一部を改正する規則

香芝市附属機関設置規則（平成25年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表香芝市子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

香芝市児童福祉審議会	子ども家庭部児童福祉課
------------	-------------

別表香芝市立地適正化計画策定委員会の項の次に次のように加える。

香芝市景観計画審議会	都市創造部都市政策交通課
------------	--------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。